

ガスシステム改革における保安規制のあり方について（案）

1. 検討の目的

資源エネルギー庁においてガスシステム改革小委員会を平成25年11月に設置し、ガス事業の特性を踏まえつつ、ガス利用の将来性を見据え、ガス産業のあり方や、ガスの卸及び小売市場における需要家の選択肢拡大と競争活性化に資するシステムのあり方について検討が行われていることを踏まえつつ、ガスの保安レベルの維持・向上を前提とし、自主保安、需要家保安の観点を踏まえて、望ましい保安のあり方について検討を行う。

2. 検討にあたっての基本的考え方

(1) 保安レベルの維持・向上及び安全高度化目標^(*)の達成

自由化範囲の拡大に伴う制度の変更により、新規参入者の増加、供給者変更の増加等が予測される中で、保安レベル（特に、需要家保安）の維持・向上、ひいては安全高度化目標の達成を目指すことが重要である。

(*)安全高度化目標：ガス安全高度化計画（ガス安全小委員会）において定めた理念目標。「2020年の死亡事故ゼロに向けて、国、ガス事業者、需要家及び関係事業者等が各々の果たすべき役割を着実に実行するとともに、環境変化を踏まえて迅速に対応することで、各々が協働して安全・安心な社会を実現する。」

(2) 保安の責任主体・責任範囲の明確化

ガス事業者と需要家（消費者）間の資産区分、保安責任主体及び責任範囲について、基本となる考えを明確にしつつ、今後のあり方を検討していくことが重要である。

(3) 規制の整合化

需要家保安に類似性があるガス事業法及び液化石油ガス法の保安規制に係る相違点（特に、技術的に同じ評価が可能なもの）は、可能な限り整合化することが重要である。

(4) 需要家の選択肢拡大と保安確保のインセンティブ

保安レベルの維持・向上を図りつつ、需要家（消費者）の選択肢を拡げるようにすることが重要である。また、保安の維持・向上のためにも自主保安のインセンティブが引き続き働くようにすることが重要である。

(5) 保安業務における実施者間の連携

緊急時対応をはじめとする保安業務について、保安業務が確実に実施されるよう、需要家も含めた事業者間の連携について十分に検討する必要がある。

(6) 電力システム改革に伴う電力の保安規制のあり方との整合性

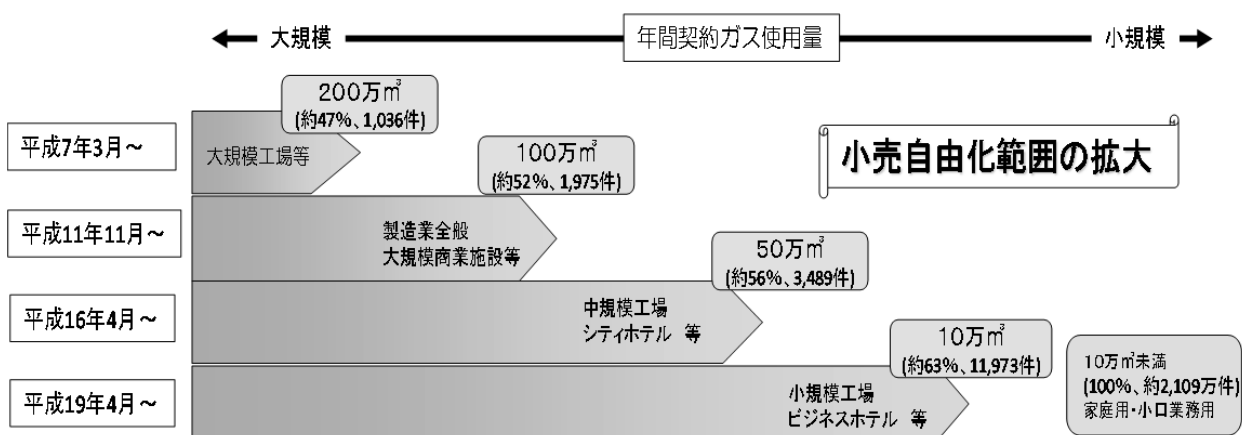
電力システム改革を貫く考え方は、同じエネルギー供給システムであるガス事業においても整合的であるべきであり、電力システム改革に伴う電力の保安規制のあり方との整合性も留意が必要である。

3. 都市ガス安全規制の変遷

これまで国の都市ガス安全規制は、社会の動向やニーズを踏まえ安全水準の維持・向上という本来の政策目的の達成を前提としつつ、各主体の自己責任原則を重視し国の関与を必要最小限とした体系への転換を図ることで、それまでの事前規制中心から事後規制中心の体制へ徐々に移行させ、現在のガス事業者の自主保安活動が組み込まれた安全水準を維持するための好循環な仕組みが構築されてきた。

平成7年に大口ガス事業者を創設して以降、すでに自由化された範囲の保安水準を検証した上で、平成19年にかけて段階的にガス販売の自由化を行い、現在は大口ガス供給の範囲を年間契約ガス使用量が10万 m^3 以上の供給にまで拡大したが、これらの制度設計では、この考え方に沿った検討が行われ、安全水準の維持向上の仕組みを損ねることなく制度の移行が行われてきた【図1】。

図1. 自由化範囲拡大イメージ



(注) () 内の数字は大手10社のガス販売量に占める大口供給販売量の割合（累積）及び対象需要家数（調定件数）平成24年度実績

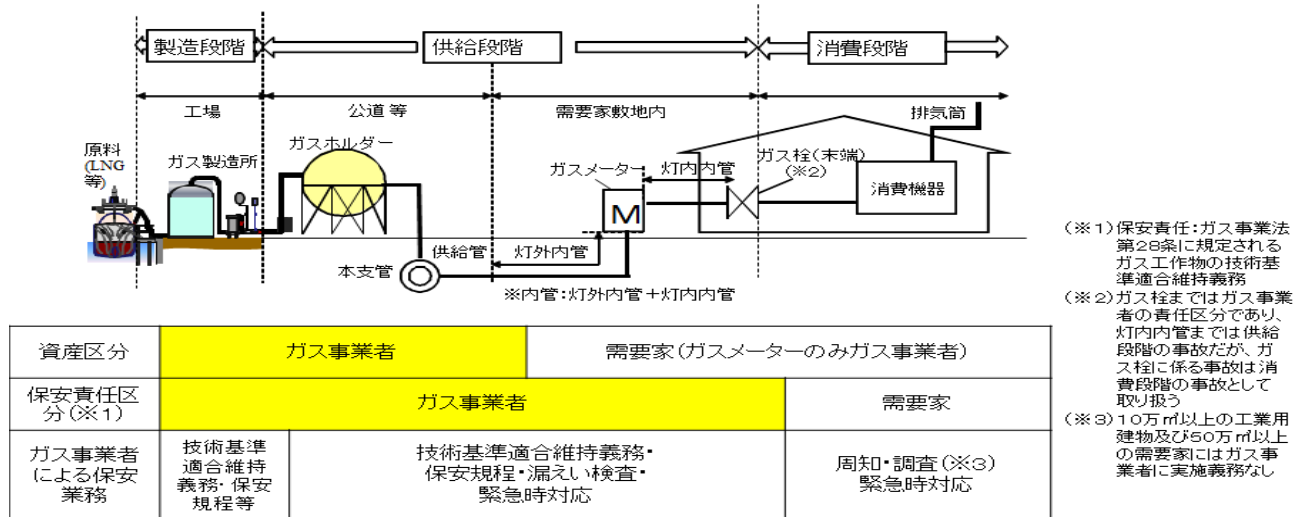
出典：日本ガス協会調べ

大口ガス事業の届出については、平成25年3月時点で、計94事業者から727件（一般ガス事業者：60事業者・435件、ガス導管事業者：14事業者・194件、その他の事業者：20事業者・98件）がなされている。新規参入の状況としては、大口ガス供給の販売量が一般ガス事業の販売量全体に占める比率は約65%、大口供給の販売量のうち、新規参入者は約15.3%を占めており、これは、電気事業における新規参入比率の3.5%を大きく上回っている。また、平成16年から平成25年までの10年間において、大口ガス事業者による事故件数は0件であり、現状においては、これまでの自由化範囲の拡大に関する需要家の保安管理状況について特段の問題は発生していない。

4. 需要家保安のあり方

ガス事業法（以下、「現行法」と呼ぶ。）に規定される保安措置のうち、主に供給段階（需要家敷地内）及び消費段階に関するものを需要家保安と呼ぶ。需要家保安は、大きく分けて、①内管の技術基準適合維持義務、②需要家所有のガス工作物に係るもの（漏れい検査）、③消費機器に係るもの（消費機器の周知・調査）、④緊急時対応に係るもの（緊急時対応）がある【図2】。

図2 各段階における資産区分・保安責任区分・ガス事業者による保安業務（都市ガス）



(出典) 経済産業省商務流通保安グループガス安全室

(1) 技術基準適合維持義務について

①保安規制

現行法において、ガス工作物とは、ガスの供給のために設置する工作物及びその附属設備の総称と定義されている（第2条第13項）¹。具体的には、ガスタンク等の工場設備、圧力調整装置、導管等を含み、その末端はガス栓である。なお、ガス栓から先に接続されるゴム管や機器は消費機器である。

ガス工作物のうち、製造工場から需要家の敷地外まではガス事業者の所有資産である一方、需要家の敷地内に引き込まれたガス管（以下「内管」という。）からガス栓までは、ガスメーターを除き需要家の所有資産であるが、現行法では、需要家所有のガス工作物については、ガス事業者がガス工作物を経済産業省令で定める技術上の基準に適合するよう維持すべき義務を課している（第28条第1項）²。これを、技術基準適合維持義務と呼ぶ。内管については、需要家の所有資産であるがガス事業者が技術基準適合維持義務を

¹ () 内に単に条文番号が記されている場合、現行のガス事業法のそれを指す。

² 本条は一般ガス事業者に係るものであるが、簡易ガス事業については第37条の7により、ガス導管事業者については第37条の8により、大口ガス事業者については第37条の10により、それぞれ準用される。

課しており、所有資産と保安責任区分が一致していない状況となっている。

なお、LPガス（液化石油ガス）では、液化石油ガス法上、液化石油ガス販売事業者に対して、供給設備について技術基準適合維持義務が課せられており、ガスメータの出口までが事業者の保安責任とされている（ガスメータの出口より先が需要家の保安責任）。また、一般にガスメータの出口より先の設備が需要家の資産であり、資産区分と保安責任区分が一致している。なお、欧米ではガスメータを境に資産区分と保安責任が一致している【図3～5】。

図3 都市ガス(ガス事業法)

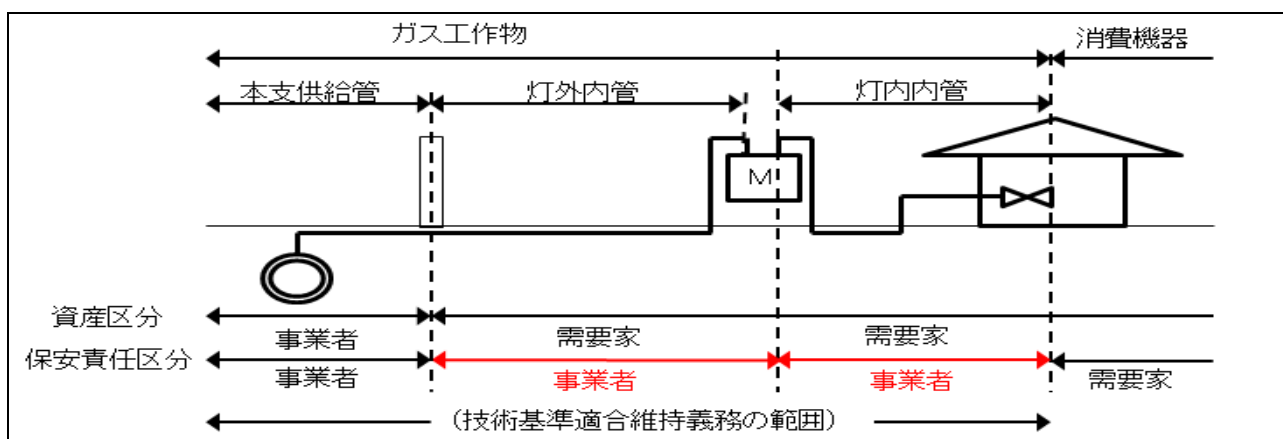


図4 LPガス(液化石油ガス法)

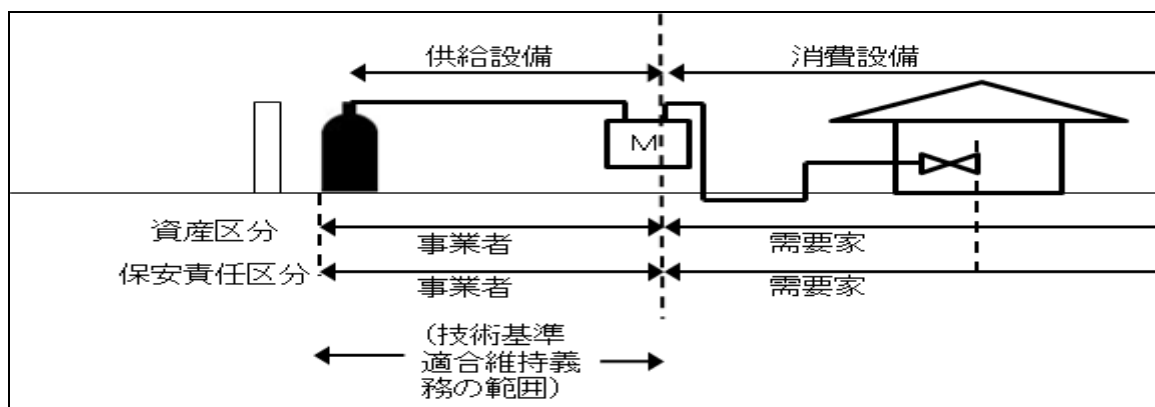
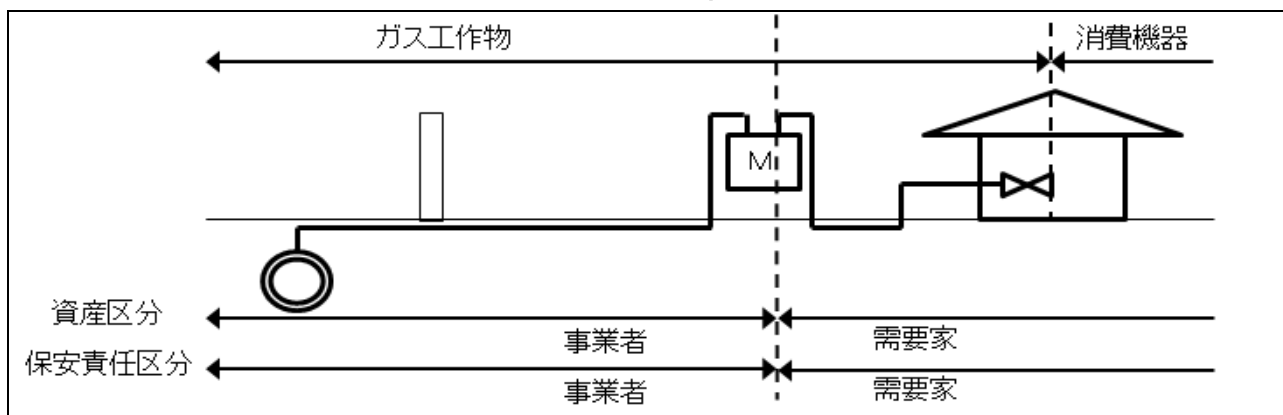


図5 欧米のガス事業



(出典) 経済産業省商務流通保安グループガス安全室

②灯外内管及び灯内内管における事故の状況

(a) 灯外内管

平成 21 年から平成 25 年までの 5 年間で、灯外内管におけるガス事故件数は、374 件あり、灯外内管におけるガス死傷事故件数は、46 件となっている。

(b) 灯内内管

平成 21 年から平成 25 年までの 5 年間で、灯内内管におけるガス事故件数は、42 件あり、灯内内管におけるガス死傷事故件数は、7 件となっている。

③灯外内管の残存状況

都市ガスにおける白管、黒管、アスファルトジュート巻管などの腐食劣化対策管（土壌環境や塗覆装の経年劣化等によって腐食の進行が進むなど、腐食劣化対策が必要なもの）については、ポリエチレン管に取替えが進められているところであるが、平成 25 年 3 月末における残存数は、個人宅のものも含めて約 324 万本（うち、保安上重要な建物の残存数は約 10 万本）となっている。

④非安全型消費機器、マイコンメータの普及状況

一般ガス事業における非安全型消費機器の普及状況を見ると、不完全燃焼防止機能がない（以下、「不燃防なし」という。）小型湯沸器について、平成 25 年 3 月末現在で残存数及び残存率は、約 9 千台、残存率は 0.04%とかなり低い水準となっている。また、不燃防なしの浴室内 CF 式風呂釜（CF 式：燃焼用の空気を屋内から取り、排気筒により燃焼排ガスを自然通気力で屋外に排出する方式）について、平成 25 年 3 月末現在で残存数及び残存率は、約 12 千台、残存率は 0.05%とかなり低い水準となっている。

また、マイコンメータ³の普及率は、ほぼ 100%の状況となっている。

⑤内管に係る検討状況

平成 14 年 7 月にとりまとめられた「ガス体エネルギー産業に係る保安規制の在り方について⁴」では、内管に係る保安規制について検討を実施している。

この中で、責任分界点の整合化や資産区分・保安責任区分の一致は、都市ガスの需要家に係る保安責任の範囲を拡大することになるが、需要家において、自己の保安責任の意識が必ずしも十分に確立していない現状では、責任分界点の整合化や資産区分・保安責任区分の一致については、需要家の自己保安責任意識の醸成・確立や安全器具等の普及状況をみながら、更に検討されるべき問題であるとしていた。

³ 常時ガスの使用状況を監視し、ガス漏れを感知すると、内蔵するコンピュータが遮断弁を作動させガスを遮断する装置。遮断機能（ガスの圧力が低下した場合やガスが長時間、流量の変動なく流れ続けた場合）や警報機能（ガスの微量漏れなど 30 日以上連続してガスが流れ続けた場合）などがある。

⁴ 平成 13 年 6 月に原子力安全・保安院長の私的研究会として設置され、ガス体エネルギー産業における望ましい保安のあり方を審議し、平成 14 年 7 月に報告書を取りまとめた。

⑥論点

現在、需要家資産である内管の技術基準適合維持義務をガス事業者に課しているが、大口供給及び小口供給のそれぞれ（AからDまで）につき、今回のガスシステム改革において、資産所有区分と保安責任区分の整合についてどう考えるか（自己が所有している内管は、所有者自らが保安責任を負うべきとし、内管の保安責任をガス事業者から需要家に移管するのが適切か）。移管することで需要家の理解は得られるのか。また、保安は確保されるのか。

仮に内管の保安責任をガス事業者から需要家に移管する場合には、技術基準適合維持義務を需要家に課することになる。需要家が当該管を自ら検査する能力を有する又は有しない場合にかかわらず、安全上の観点から引き続きガス事業者に漏えい検査の義務を課すことについてどう考えるか。また、需要家が当該管を自ら検査する能力を有しない場合には、引き続きガス事業者による漏えい検査を実施する仕組みが必要と考えるが、需要家の自己責任で事業者を選択できる仕組みについてどう考えるか。

仮にAからDまでの中から移管しない部分がある場合には、どのような場合には移管が可能かも含めて、移管可能の方向性や見直し時期等を検討する必要はないか（部分的に移管することの問題はないか）。

また、需要家に対しても対応を求めるべき点はないか（例：ガス事業者が内管の漏えい検査を実施し、その際に漏えいが発見された際や、このまま放置すると漏えいするおそれがある場合などにおいて、ガス事業者が内管の所有者又は占有者に取替え等をお願いしたにもかかわらず、対応に応じない場合における措置など）。

なお、ガスシステム改革検討会では、本件についての議論は行っていない。

| 保安義務 | 小口 | | 大口 10万m ³ 以上 | |
|-------------|------|------|-------------------------|------|
| | 灯外内管 | 灯内内管 | 灯外内管 | 灯内内管 |
| 技術基準適合維持義務等 | A | B | C | D |

（考慮すべき視点）

- 内管について、都市ガスでは需要家の所有資産であるがガス事業者が技術基準適合維持義務を課しており、所有資産と保安責任区分とは一致していない。LPガスでは、一般にガスメータの出口より先の消費設備までが需要家の資産であり、資産区分と保安責任区分が一致している。欧米ではガスメータを境に資産区分と保安責任が一致している。
- マイコンメータの設置率は、ほぼ100%近い状況となっており、灯内内管については、マイコンメータの遮断機能や警報機能により、安全上のリスクは低下している。
- 平成21年から平成25年までの5年間で、灯外内管におけるガス事故件数は、374件あり、灯外内管におけるガス死傷事故件数は、46件となっている。また、灯内内管におけるガス事故件数は、42件あり、灯内内管におけるガス死傷事故件数は、7件となっている。
- 平成25年3月末における腐食劣化対策管（白ガス管など）の残存数は、個人宅のものも含めて約324万本（うち、保安上重要な建物の残存数は約10万本）となっている。

○敷地内に設置されるガス管の工事（内管工事）は、ガス工作物としてガス事業法に定める技術上の基準に適合し維持するため、ガス事業者又はその指定工事店が施工を実施している。一般社団法人日本ガス協会では、2007年より「内管工事資格制度」の運用を開始し、現在の資格保有者は約3万人となっている。

○平成16年から平成25年までの10年間で、大口ガス事業者による事故件数は0件であり、現状では、これまでの自由化範囲の拡大に関する需要家の保安管理状況について特段の問題は発生していない。

○現在、都市ガスの成分にCO（一酸化炭素）は含まれていない。

(2) 技術基準適合維持義務以外の内管漏えい検査等のあり方

①現状

(a) 内管の漏えい検査

内管については、ポリエチレン管を使用する部分や屋外で埋設されていない部分等を除き、40月に1回以上の頻度で適切な方法でガスの漏えいがないか点検を行い、漏えいが認められない状態としなければならないこと等が規定されている（ガス工作物の技術上の基準を定める省令（第51条第2項））。

経済産業大臣は、立入検査等の結果、ガス工作物が基準に適合していないと認めるときは、ガス事業者に対し改善命令を発動できる。また、保安上緊急の必要があるときには、経済産業大臣は、ガス工作物の移転や使用の一時停止、ガス工作物内のガスの廃棄等をガス事業者に命令できる（第28条第2項及び第3項⁵）。

需要家所有のガス工作物に関するこの義務は、需要家が大口（年間使用契約量10万m³以上、以下同じ。）か小口（年間使用契約量10万m³未満、以下同じ。）かを問わず、ガス事業者に課せられている。すなわち、一般ガス事業者が供給する需要家に係るガス工作物については一般ガス事業者が、簡易ガス事業者が供給する需要家に係る特定ガス工作物については簡易ガス事業者が、大口ガス事業者が供給する需要家に係るガス工作物については大口ガス事業者が、ガス導管事業者が供給する需要家に係るガス工作物についてはガス導管事業者が、それぞれ義務を課されることとなる。

こうしたガス工作物のあるべき状態を実現するため、上記に加え、現行法においては、ガス事業者に対し、ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安の作業基準を保安規程として定め、経済産業大臣に届け出るとともにこれを遵守する義務（保安規程の作成、届出及び遵守義務、第30条）や、ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督を行うガス主任技術者を選任し、経済産業大臣に届け出る義務（ガス主任技術者の選任等の義務、第31条）を課している。

⁵ 本条は一般ガス事業者に係るものであるが、簡易ガス事業については第37条の7により、ガス導管事業者については第37条の8により、大口ガス事業者については第37条の10により、それぞれ準用される。また、準用事業者については第1項及び第2項のみ、第38条第2項により準用される。

なお、電気事業法では、一般用電気工作物（一般需要家の屋内配線等）については、一般需要家等の電気保安に関する知識・能力を考慮し、当該一般用電気工作物に電気を供給する者（主として一般電気事業者（東京電力等））に対し、経済産業省令で定める技術基準に適合しているか調査する義務（調査義務）を課している（同法第57条）。

現在、国会審議中の電気事業法等の一部を改正する法案（以下「改正法案」という。）では、電気の小売全面自由化に伴う事業類型の見直しを行う予定である。これにより、現行の一般電気事業者については小売電気事業者、一般送配電事業者及び発電事業者に区分されることとなる予定であるが、調査義務を小売電気事業者に課すこととした場合、一般の利用者が契約する小売電気事業者が頻繁に変わり得るため、調査の実施状況の管理が困難となる可能性があり、制度的安定性を欠くこととなる。こうした観点から、改正法案においては、一般送配電事業者等を想定し、一般用電気工作物に接続する電線路を維持・運用する「電線路維持運用者」に一般用電気工作物の調査義務を課すこととしている。

(b) 消費機器の周知・調査義務

現行法では、需要家が保有する消費機器について、ガス事業者が、消費機器の管理や点検、使用場所の環境、換気等、ガスの使用に伴う危険発生の防止に関して必要な事項を需要家に周知する義務を課している（第40条の2第1項）。これを消費機器に関する周知義務と呼ぶ。

周知内容及びその周知頻度は経済産業省令に規定されている。具体的には、消費機器の点検や換気の必要性、災害時の連絡先などの事項については、ガスの使用申込み受付時に全ての需要家に書面を配布して周知を行い、その後、一定規模以上の地下室等の需要家に対しては毎年度に1回以上、その他の需要家に対しては3年度に1回以上の頻度で同様の周知を行うこととされている。また、室内でガスを燃焼する等特定の要件に該当する湯沸器や風呂釜の需要家には、換気の必要性等機器に応じた事項について、保有する機器の種類により毎年度又は3年度に1回以上の頻度で周知を行うこととされている（ガス事業法施行規則第106条）。

また、ガス事業者に対し、一定規模以上の地下街、地下室等に設置された消費機器や、屋内に設置された特定の風呂釜や給湯器の給排気設備等が、経済産業省令で定める技術基準に適合しているか調査するとともに、適合していない場合には、とるべき措置等を通知する義務を課している（第40条の2第2項及び第3項）。これを消費機器に関する調査義務と呼ぶ。調査や通知先、通知の頻度、対象となる消費機器は経済産業省令に規定されている。

具体的には、一定規模以上の地下室等に設置されるガス燃焼機器や、室内でガスを燃焼する等特定の要件に該当する湯沸器や風呂釜について、40月に1回以上の頻度で、機器に応じた技術基準に基づき調査を行うこととされている（ガス事業法施行規則第107条）。

消費機器に関する周知義務及び調査義務は、小口需要家に係るものについては、ガス事業者に課せられている。これは、消費機器は需要家が自己責任により安全に設置・使用することが必要である一方、知識が必ずしも十分でない小口需要家に必要な措置を自主的にとることを期待するのは困難と考えられるためである。一方、大口需要家については、その供給先が工業用建物の場合及び年間契約使用量 50 万 m^3 以上の需要家の場合には、ガスを適正に使用するために十分な知識と技術を有する管理者がいると考えられることから、ガス事業者にこうした義務が課せられない（ガス事業法施行規則第 106 条第 2 項及び第 107 条第 2 項）。それ以外の場合は、大口需要家であってもガス事業者（一般ガス事業者、ガス導管事業者、大口ガス事業者等）に周知義務と調査義務が課せられている。

なお、消費機器について技術基準に適合するよう維持する義務は需要家にあり、消費機器が技術基準に適合していないと認める場合の最終的な措置として、経済産業大臣は需要家に対し修理や改造等を命令することができる（第 40 条の 3）。⁶

(c) 緊急時の対応義務

現行法では、ガス事業者に対し、ガスによる災害が発生し又は発生するおそれがある場合、供給先の需要家から通報され対応を求められた時や自らその事実を知った時に、すみやかに対応する義務を課している（第 40 条の 2 第 4 項）。

このため、ガス事業者は当直体制を敷くなど、24 時間対応を行っている。さらに緊急時対応をすみやかに行うため、ガス事業者はあらかじめ公安委員会に対して申請し、指定を受けた場合には、緊急自動車を所有することが認められている（道路法施行令第 13 条）。また、保安規程においては、ガス工作物に関する緊急時対応について、採るべき措置を定めることとされている（ガス事業法施行規則第 31 条）。各事業者が定める保安規程においては、一般に、ガス漏えい等の通報に対し、受付及び連絡を迅速かつ確実に行うとともに、通報内容に応じて現場に出動し、状況に応じた適切な処理を迅速に講ずること等が定められている。

(a)～(c)について、現行の需要家保安の責任区分をまとめれば、以下のとおりとなる。

| 保安措置 | | 小口 | 大口 | |
|------------------|---------|----|----------------------|----------------------|
| | | | 10 万 m^3 以上 | 50 万 m^3 以上 |
| (a) 内管の漏えい検査 | | ○ | ○ | ○ |
| (b) 消費機器の周知・調査義務 | 工業用建物 | ○ | — | — |
| | 工業用建物以外 | ○ | ○ | — |
| (c) 緊急時の対応義務 | | ○ | ○ | ○ |

○印：ガス事業者（一般ガス事業者、ガス導管事業者、大口ガス事業者等）に義務づけ。

⁸ 事業者は、自らが技術基準適合維持義務を負わない消費機器ないし消費設備について、調査等を行い、調査の結果、当該消費機器ないし消費設備が技術基準に適合していないと認められる場合は、とるべき措置等を需要家に通知する義務を課せられており、実態として事業者が需要家に対して改善を促している。

②論点

(a) 需要家保安に係る保安責任

都市ガスの小売全面自由化により、多様な事業者の参入が想定される中、需要家の選択が自由に行えるようにする中で、保安の水準を維持・向上させていくためには、大口供給及び小口供給において、技術基準適合維持義務、内管の漏えい検査、ガス消費機器の周知・調査義務、緊急時の対応義務の保安責任（AからMまで）はどう課されるべきか。また、上記以外で検討すべき保安業務はないか。

(i) 新ガス導管事業者が一義的に保安責任を担う

(ii) 新ガス小売事業者が一義的に保安責任を担うが、要望すれば他の事業者へ委託が確実にできる

(iii) 新ガス小売事業者が一義的に保安責任を担い委託は受託事業者と合意すれば可能

(iv) その他の方法（(i)から(iii)以外の方法）

| 保安義務 | 小口 | | 大口 10万m ³ 以上 | |
|-------------|------|------|-------------------------|------|
| | 灯外内管 | 灯内内管 | 灯外内管 | 灯内内管 |
| 技術基準適合維持義務等 | A | B | C | D |

| 保安措置 | | 小口 | 大口 | |
|----------------|---------|----|----------------------|----------------------|
| | | | 10万m ³ 以上 | 50万m ³ 以上 |
| 内管の漏えい検査 | | E | F | G |
| ガス消費機器の周知・調査義務 | 工業用建物 | H | — | — |
| | 工業用建物以外 | I | J | — |
| 緊急時の対応義務 | | K | L | M |

(b) その他の留意事項

保安レベルの維持・向上及び安全高度化目標の達成、需要家の選択肢拡大と保安確保のインセンティブ、保安業務における実施者間の連携などの観点から、留意すべき点はないか。また、今回のシステム改革において法令上明確に実施すべき保安業務はあるか。

(考慮すべき視点)

○保安責任は、新ガス小売事業者が担うべきか、新ガス導管事業者が担うべきか。（その上で）保安業務の委託・受託のあり方はどうあるべきか。

○公道の導管と一般需要家の敷地内の灯外内管はつながっており、導管ネットワークの一体性について考慮すべきか。

○それぞれの保安業務は分離できるのか、一体としてみるべきか。

○保安業務とサービス業務を一体として見るべきか。分離してみるべきか。

○地震等の災害時にも機能するか。

- LPGガスでは、販売事業者に保安責任を課し、保安機関に保安業務を委託する制度を設けているが、そのような仕組みを適用すべきか。
- 電力システム改革に伴う電力の保安規制のあり方では、小売電気事業者とする選択肢もあるが、一般需要家等が契約する小売事業者が頻繁に変わることにより、調査の実施の管理が困難となる可能性があり、制度的安定性を欠くことから、電線路維持運用者（ガスでいう新ガス導管事業者に相当）に保安責任を課するのが適当としているが、そのような仕組みを適用すべきか。

5. 簡易ガス事業に係る保安のあり方について

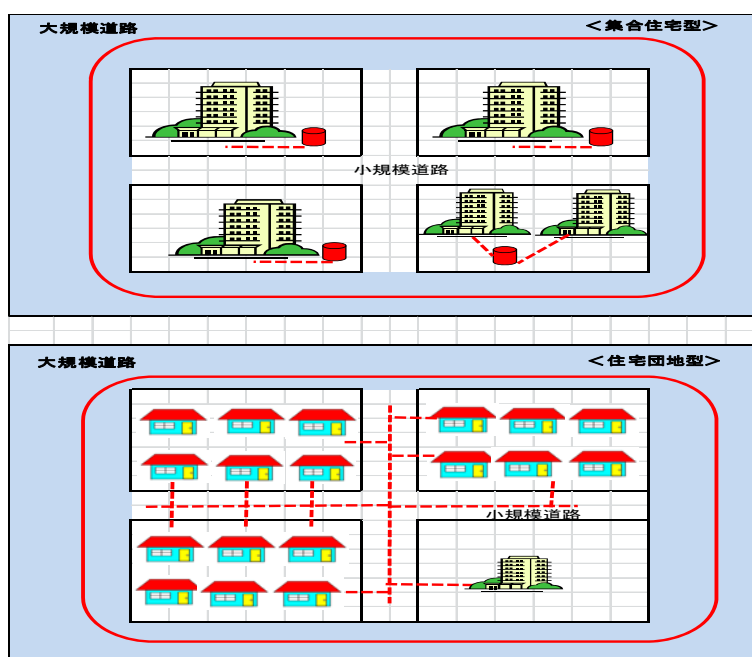
(1) 現状

①簡易ガス事業の概要

(a) 簡易ガス事業は、簡易な設備でガスを発生させ、導管により 70 以上の需要家に供給する事業（第 2 条第 3 項）であり、現行法の規制対象となっている。簡易な設備とは、LP ガスを LP ガス容器やそれに準じる容器を用いて気化させるものと政令で定められている。簡易ガス事業を営むためには、一般ガス事業と同じく、経済産業大臣の許可を受ける必要がある（第 37 条の 2）。なお、簡易ガス事業の許可は、一般ガス事業と異なり、供給地点、すなわちガスメータ単位で行われる。一方、同様に簡易なガス発生設備を用いて LP ガスを導管で供給する事業でも、一の団地の供給地点数が 70 戸未満の場合、LP ガス販売事業として液化石油ガス法の規制対象となる。LP ガス販売事業の開始には、二以上の都道府県に販売所を設置する場合には経済産業大臣の、一の都道府県にのみ販売所を設置する場合には当該都道府県知事の登録を受ける必要がある（液化石油ガス法第 3 条）。また、販売契約を締結した際には、料金構成やその内容、設備の所有権などを記載した書面を利用者に交付する義務（液化石油ガス法第 14 条）などが課せられる。

(b) 簡易ガス事業の供給地点群（簡易ガス団地）は、その導管敷設形態の違いにより、①マンションなどのビル単位で供給するもの（集合住宅型）と、②公道に埋設されたガス導管を通じて戸建て住宅団地に供給するもの（住宅団地型）に分けられる【図 6】。両タイプの比率は現在 4 対 6 であるが、過去 7 年間で新規に許可を受けた簡易ガス団地では、集合住宅型が 7 割を占め、住宅団地型は減少している⁷。

図 6 集合住宅型及び住宅団地型のイメージ



(出典) 資源エネルギー庁

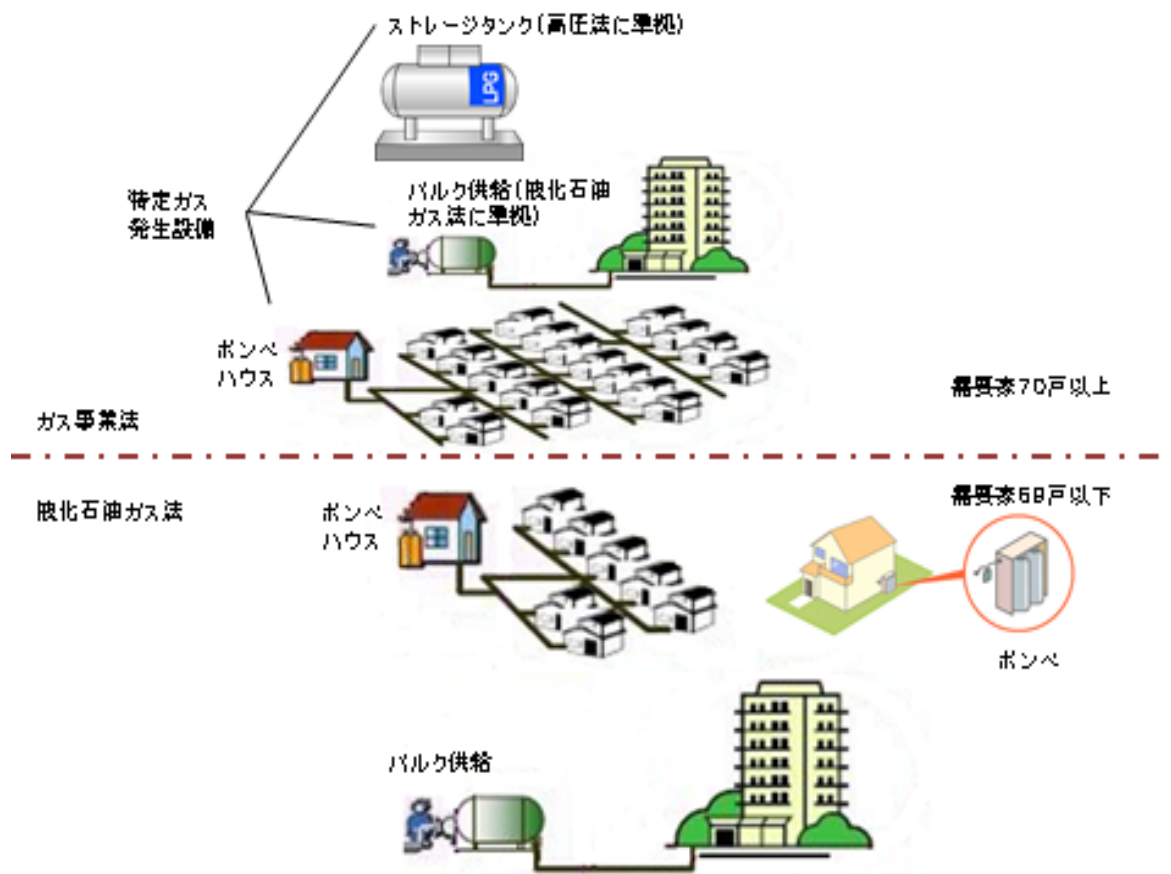
⁷ 資源エネルギー庁調べ。

(c) 近年の主流である集合住宅型簡易ガス団地(図6の上側)は、集合住宅が1棟もしくは敷地内で数棟集まって1つの団地を形成しているのが一般的であり、近年の許可事例では、一団地あたりの供給地点数は平均約110戸である。

(d) 住宅団地型簡易ガス団地(図6の下側)は、近年の許可事例では、一団地あたりの供給地点数は平均約190戸である。こうした団地では、自然気化の圧力でLPガスを送り出し、1つのバルクやタンク、シリンダー群を設置した製造所(特定製造所と呼ばれる)から、細い低圧管で100~300戸の住宅に供給するものが一般的である。

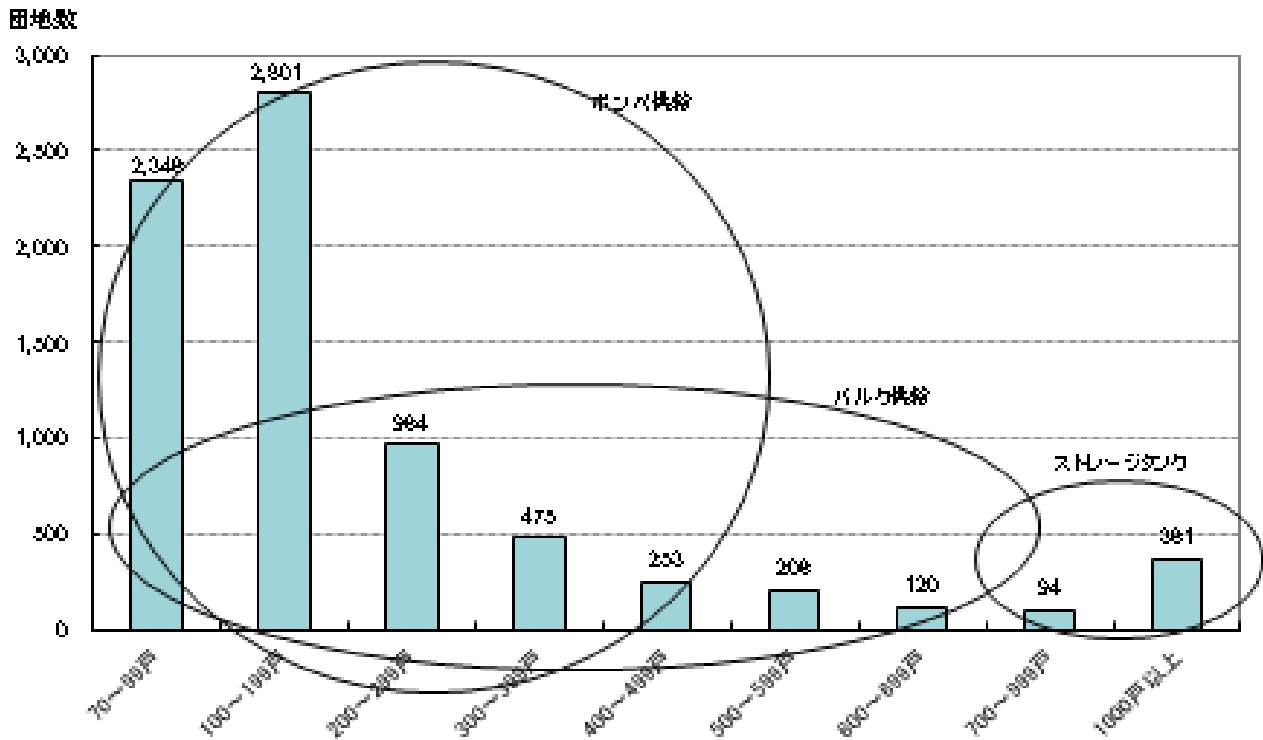
住宅団地型団地の新規許可数は、近年の郊外での住宅団地開発の減速に伴って減少している。特に、大規模団地は、近年ほとんど許可事例がない。例えば、供給地点数3,000以上の団地は現在16(全体の0.2%)にとどまり、その大半が1970年代に許可されたもので、2000年以降の許可事例はない。【図7、図8】

図7 需要家(消費者)への供給のイメージ



(出典)経済産業省商務流通保安グループガス安全室

図8 簡易ガス団地の供給規模分布



(出典) 資源エネルギー庁 簡易ガス事業の概況 (経済産業省商務流通保安グループガス安全室が一部加工)

②簡易ガス事業の規制

(a) 事業規制

簡易ガス事業は許可制であり、一般ガスの供給区域で営むことは認められない場合が多い。一方、一般ガスが簡易ガスの供給地点に進出することは実質規制しない非対称規制となっている。

また、簡易ガス事業の供給地点に関し他の簡易ガス事業者は参入できない独占を認め、料金等の供給条件を認可制（値下げは届出制）としている。

なお、需要家 70 未満の事業は、LP ガス販売事業として、液化石油ガス法により事業開始時の登録、契約締結時の書面交付義務等や保安規制が課されている。

(b) 保安規制^(注)

現行法においては、簡易ガス事業者には、一般ガス事業と同様に、ガス事業法に基づく保安義務が課せられている。具体的には、ガス工作物を経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持する義務（第 28 条）、保安規程の作成・遵守義務（第 30 条）、ガス主任技術者の選任義務（第 31 条）、ガス工作物の使用前検査等の義務（第 36 条の 2 の 2）、消費機器に関する周知及び調査義務（第 40 条の 2 第 1 項、2 項及び第 3 項）、緊急時の対応義務（第 40 条の 2 第 4 項）等である。

簡易ガス事業者は、事故が発生したときは、経済産業大臣（産業保安監督部長）に事故報告する義務がある。国は、事後規制として、報告徴収、立入検査を行っている。

一方、同じく LP ガスを導管で供給する事業でも、戸数が 69 戸以下の団地における小規模 LP ガス導管供給事業は液化石油ガス法に基づく保安規制が課せられる。

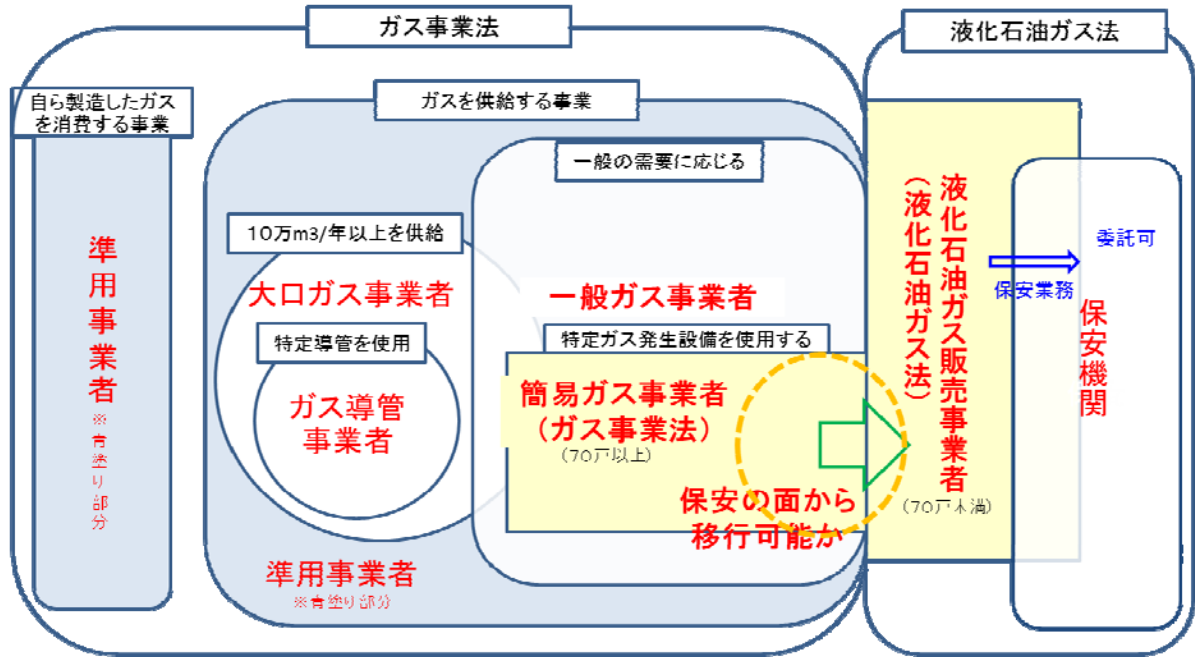
（注）ガス事業法の簡易ガス事業に係る保安規制と、液化石油ガス法の保安規制の主なものは参考資料 2-1 の参考 23 を参照。

(2) 論点

平成 26 年 6 月 5 日に開催されたガスシステム改革検討会において、簡易ガス事業に係る規制について検討され、審議の結果、安全性の確保を大前提とした上で、保安規制の整合化が図られるのであれば簡易ガス事業制度を廃止し、LP ガスを導管で供給する事業に係る保安規制は供給先の戸数に関わらず液化石油ガス法で整理した方がよいのではないかという意見が多かった。

簡易ガス事業（70 戸以上）に係る保安規制を液化石油ガス法へ移行することについて、安全性の確保を大前提とした上で、保安規制の整合化が図られるのであれば移行は可能か【図 9】。移行を検討する上で、保安の観点から留意すべき点はあるか。

図9 ガス事業法と液化石油ガス法について



(出典) 経済産業省商務流通保安グループガス安全室

(考慮すべき視点)

○行政機関

申請等の手続の窓口として、簡易ガス事業（ガス事業法）では経済産業省（産業保安監督部）、液化石油ガス販売事業（液化石油ガス法）^(※)では、経済産業省本省、産業保安監督部又は都道府県に申請する必要がある。

(※)一の都道府県のみ販売所を設置する場合は都道府県、二以上の都道府県で一の産業保安監督部内の場合は産業保安監督部、産業保安監督部をまたがる場合は経済産業省本省。

○手続き

簡易ガス事業（ガス事業法）は許可制（保安規制を含む。）であり、液化石油ガス販売事業（液化石油ガス法）は事業開始時の登録、契約締結時の書面交付義務等や保安規制が課されている。

○資格者

保安業務を監督する者として、簡易ガス事業（ガス事業法）ではガス主任技術者、液化石油ガス販売事業（液化石油ガス法）では業務主任者と、異なった資格を持つ者を任命する必要がある。

6. 消費段階におけるガス事業法と液化石油ガス法の保安規制のあり方について

(1) 現状

①消費機器の周知業務について

ガス事業法及び液化石油ガス法では、需要家（消費者）が保有する消費機器又は消費設備（以下、「消費機器等」という。）について、事業者が、消費機器等の管理や点検、使用場所の環境、換気等、ガスの使用に伴う危険発生又は災害の防止に関して必要な事項を需要家に周知する義務を課している（ガス事業法第40条の2第1項、液化石油ガス法第27条第1項第3号）。

一方、需要家に対する周知頻度として、例えば、ガス事業法では供給地点の需要家（消費者）に対する周知頻度が3年度毎に1回以上であるのに対し、液化石油ガス法では需要家（消費者）に対する周知頻度が2年に1回以上と差異が生じている。

| 周知対象者及び頻度 | ガス事業法 | | 液化石油ガス法 | |
|-----------|--|-----------|---|---------|
| | 周知対象者 | 頻度 | 周知対象 | 頻度 |
| | 供給地点のガス使用者 | 3年度毎に1回以上 | 一般消費者等 | 2年に1回以上 |
| | 特定地下街、特定地下室、超高層建物、特定大規模建物 | 毎年度1回以上 | 液化石油ガス法施行規則第38条第1号及び第2号に定める瞬間湯沸器、ふろがま等の所有者又は占有者 | 1年に1回以上 |
| | 規則第106条第2号口表中(1)から(4)までに掲げるガス瞬間湯沸器、ガス湯沸器及びガスふろがまの使用者 | 毎年度1回以上 | | |
| | 規則第106条第2号口表中(5)に掲げるガスふろがまの使用者 | 3年度毎に1回以上 | | |

②消費機器の調査業務について

ガス事業法及び液化石油ガス法では、需要家（消費者）が保有する省令で定める消費機器等について、事業者が、消費機器等について省令で定める技術基準に適合しているかどうかを調査し、調査の結果、消費機器が技術基準に適合していない場合は、両法ともその所有者又は占有者に対し、技術基準に適合するために採るべき措置及びその採らなかった場合に生ずべき結果を通知し、一定期間経過した後で、再調査を行っている。

一方、消費機器の点検頻度については、例えば、ガス事業法における点検頻度が40月に1回以上であるのに対し、液化石油ガス法では4年に1回以上と差異が生じている。

また、不在処理については、ガス事業法では、省令の様式の備考により、調査又は再調査のために3回以上訪問したが、不在で調査又は再調査ができない場合は不在として処理が可能であるのに対し、液化石油ガス法では当該規定がない（このため、液化石油ガス販売事業者では、何度も訪問している）。

| ガス事業法 | | 液化石油ガス法 | | | | | | | | | | |
|--|---|---|----|-----------------------------------|----------------|--|--------|----|--|---------------|--|--|
| 対象 機 器 と 頻 度 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査対象機器</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガス事業法施行規則第 107 条第 1 号表中上欄に定める消費機器</td> <td>40 月に 1 回以上</td> </tr> </tbody> </table> | 調査対象機器 | 頻度 | ガス事業法施行規則第 107 条第 1 号表中上欄に定める消費機器 | 40 月に 1 回以上 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査対象機器</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>液化石油ガス法施行規則第 37 条第 1 号表中に定める消費機器¹⁾</td> <td>4 年に 1 回以上</td> </tr> </tbody> </table> | 調査対象機器 | 頻度 | 液化石油ガス法施行規則第 37 条第 1 号表中に定める消費機器 ¹⁾ | 4 年に 1 回以上 | | |
| | 調査対象機器 | 頻度 | | | | | | | | | | |
| ガス事業法施行規則第 107 条第 1 号表中上欄に定める消費機器 | 40 月に 1 回以上 | | | | | | | | | | | |
| 調査対象機器 | 頻度 | | | | | | | | | | | |
| 液化石油ガス法施行規則第 37 条第 1 号表中に定める消費機器 ¹⁾ | 4 年に 1 回以上 | | | | | | | | | | | |
| 調査 実 施 者 | 規則第 107 条第 1 項第 4 号に定める調査員。なお、 <u>調査員の資格要件等はなし。</u> | 規則第 37 条第 4 号に定める保安業務資格者であって次のいずれかの資格要件等を満足する者 (1) 液化石油ガス設備士 (2) 製造保安責任者免状の交付を受けた者 (3) 販売主任者免状の交付を受けた者 (4) 業務主任者の代理者の資格を有する者 (5) 保安業務員 (6) 規則第 36 条第 1 項 2 項に定める調査員 | | | | | | | | | | |
| 不 在 処 理 | 規則第 111 条関係様式第 60 の備考 1 より、調査又は再調査のために 3 回以上訪問したが、不在で調査又は再調査ができない場合は「不在」として処理が可能。 | 規定なし | | | | | | | | | | |

(2) 論点

消費機器の調査、周知頻度につき、可能な限りガス事業法と液化石油ガス法との整合化を図るべきではないか。仮に整合化を図る場合は、厳しい側と厳しくない側のどちらに整合化するのが適当か。また、内容に応じて整合化することでよいか。なお、ガスシステム改革検討会では、本件についての議論は行っていない。

(考慮すべき視点)

○消費機器の点検頻度

ガス事業法における点検頻度が 40 月に 1 回以上であるのに対し、液化石油ガス法では 4 年に 1 回以上

○不在処理

ガス事業法では、省令の様式の備考により、調査又は再調査のために 3 回以上訪問したが、不在で調査又は再調査ができない場合は不在として処理が可能であるのに対し、液化石油ガス法では当該規定がない。

(参考) ガスシステム改革小委員会における検討の状況

1. 検討状況

電力システム改革と相まって、ガスが低廉・安全かつ安定的に供給され、消費者に新たなサービスなど多様な選択肢が示されるガスシステムの構築に向け、平成 25 年 11 月 12 日から総合資源エネルギー調査会ガスシステム改革小委員会を開始。小売の全面自由化、LNG基地のあり方も含めた天然ガスの導管による供給インフラのアクセス向上と整備促進や簡易ガス事業制度のあり方などの改革について検討。改革の目的は以下の 4 点。

(1) 新たなサービスやビジネスの創出

ニーズを的確に捉える新たなサービスやビジネスを創出するためには、従来にない新しい発想がガス事業に提案されるようなシステム改革とすべきである。また、電力システム改革による電力小売の全面自由化が予定されているところ、これと相まってエネルギー間の相互参入を可能とし、さらには、エネルギー以外の事業との連携も生まれるような環境を整備すべきである。

(2) 競争の活性化による料金抑制

大口供給の実績に見られるように、競争の活性化を通じ、需要家の選択肢拡大と低廉な料金を実現することはガス事業においても可能である。その効果をさらに拡大するため、ガス事業者が独創的な経営戦略に挑み、成果が料金抑制の形で需要家に還元されるようなシステム改革とすべきである。

(3) ガス供給インフラの整備

ガス供給に必要なインフラ、とりわけ LNG 受入基地や導管などの設備がなければ需要に応じてガスを速やかに届けることができない。ガス事業においてインフラ整備が積極的に取り組まれるよう、設備投資が着実に回収できるシステムとなるよう留意すべきである。

(4) 需要家利益の保護と安全確保

システム改革により、ガスを供給する側より情報や交渉力が不足する需要家の利益が損なわれないよう留意すべきである。また、ガス事業者による長年の努力により構築された保安や災害対応の体制が損なわれず、十分に活かされるようなシステム改革とすべきである。

本年 2 月までに、22 の都市ガス事業者からヒアリング。各社は小売全面自由化に前向きに取り組む姿勢を表明。また、3 月には簡易ガス事業者団体からヒアリング。これらの結果を踏まえ、4 月以降は、以下の具体的な論点につき議論を進めている。

【論点 1】：第 7 回（4 / 3 開催）で議論

都市ガスの小売事業について、新規参入しやすく、既存事業者を含めた競争を通じ多様な選択肢が提示される環境を整備する一方、利用者が十分な情報を得て事業者を選択できる制度とするため、どのような規制及び義務を設けるべきか。

【論点2】：第8回（5／2開催）で議論

新規参入事業者による導管の使いやすさを向上させるとともに、導管網の整備促進及び既存導管の適切な維持・更新に向けた投資が着実に回収されるために、託送制度に見直すべき点はあるか。

【論点3】：第9回（5／29開催）で議論

都市ガスの小売全面自由化により、多様な事業者の参入が想定される場所、保安の水準を維持・向上させていくためには、利用者の敷地内に敷設された利用者所有のガス工作物やガス消費機器の保安責任はどう課されるべきか。

【論点4】

ガスを調達し小売りする事業者が、より広い選択肢の中から低廉かつ安定的にガスを調達できる環境を整備するためには、どのような取組が必要か。

【論点5】：第10回（6／5開催）で議論

経済社会環境の変化やガス事業の状況変化を踏まえ、簡易ガス事業制度のあり方をどのように考えるか。

【論点6】

電力市場との相互参入を可能とし、エネルギー市場全体で新たなビジネスやサービスが創出される環境を整備するために確保すべき点は何か。

【論点7】

都市ガスの小売全面自由化を始めとする制度見直しを施行する時期はどうあるべきか。施行時期を事業者間で変える必要はあるか。

2. 第1回～第8回における保安に係る主な意見

○委員からの意見

- ・安全性を確保していくための制度設計は本検討で最も重要な点。ただし、一般論として、競争があると安全が損なわれ、独占だと安全というわけではない。例えば独占企業であれば需要家には選択肢がないため、安全性を損なっても顧客の流出はないが、競争市場では需要家の信頼を損なえばその企業は存続が危うくなるだろう。
- ・従来のガス事業者による保安レベルの高さは認めるが、実際に事故は起こっており、従来レベルを維持するのではなく、本当に最適な保安を自由化の下どう達成していくか、検討することが必要。
- ・保安責任は、小売事業者が担う方法、ネットワーク事業者が担う方法、小売事業者が担うが委託を可能とする方法、があり、メリット・デメリットを考え検討すべき。ネットワーク事業者が担う場合もコスト回収できる制度とすべき。

- ・既存のガス事業者は、各需要家の器具や配管の情報を持っており、より効果的に対応できる。新規参入者は情報を持っておらず対応しにくいとの不安も感じる。それらを考慮し、新たな保安制度を作っていくことが必要。
- ・今日の幾つかの意見の中で、販売事業者が責任を負うべきで、委託ならうけてもいいけれどもという発言があったかと思う。それは選択肢の一つとして整理されているが、ネットワーク事業者が基本的に責任を負うのは選択肢としてよくない、ありえないということの意味しているのであれば、事業者の説明では全く不十分である。

○事業者からの意見

- ・ガス事業者の努力により構築された保安や災害対応の水準が損われない制度のあり方、ガス事業者の果たすべき役割について検討してほしい。
- ・小売全面自由化となった場合でも、小売事業者に保安に対するマインドが維持されるような仕組みが必要。
- ・保安とサービスは密接に関わっている。保安水準の維持とサービスレベルの向上がともに実現される制度設計をお願いしたい。保安とサービスを切り離すことで、従来存在した利用者側の利点が消えてしまうことや、複雑化することを回避するとの視点も必要。
- ・保安はガス事業の要であり、利益だけを目的に責任はとらないという企業が安易に参入できるような制度ではいけないと思う。
- ・これまで培った経験や人材を今後も地域の保安に活かしたいため、地域の都市ガス事業者が保安の役割を担うことを明確にし、従業員が誇りを持って業務に取り組める制度としてほしい。
- ・供給区域内での事故は消防庁から当社に連絡が入り、他事業者が供給している需要家の案件でも、昼夜を問わず対応している。新規参入事業者であっても販売事業者が保安責任を担うべきだが、保安責任を販売事業者が担う前提であれば、地域のネットワーク事業者が保安作業の委託を受け地域の保安を確保することはやむを得ない。適正な受託料金でコスト回収できるようにしてほしい。
- ・どのように自由化が進展しても、万が一の事故に際しては既存の公営企業である我々が、一義的な責任を果たさざるを得ないと思っているし、住民感情もそうだろう。また、新規参入業者においても託送料などへの転嫁を通じて応分の負担をお願いしたいと考えている。
- ・小売ガス事業者が設置した瞬間湯沸かし器であっても法定点検は短期間で行う者としての信頼感がある既存事業者が一義的に全て責任を持つだろうと思っている。
- ・販売事業者が自らの責任において、保安業務を行うという原則は維持されるべき。ただし、ネットワーク事業者が保安を行うことを排除するわけではない。
- ・導管を安全に敷設するためには今まで培った施工技術及び地元ならではのノウハウが重要であり、マイコンメータの安全装置がある灯内内管は別として、それ以外の導管はネットワーク事業者が施工することが望ましい。
- ・業務用とか産業用といった大口需要家は、特殊機器があったり、小売事業者と一緒に開発して設置するといったところを考えると、ネットワーク事業者が全てやるという

のはなかなか難しい。

- ・保安に対して新規参入事業者も責任を担い、都市ガス業界の発展と健全化のために連帯意識を持って取り組むことが重要。

3. 需要家保安に係る責任の在り方に関する議論（第9回小委員会）

5月29日開催の第9回ガスシステム改革小委員会において、【論点3】需要家保安に係る責任の在り方について議論。なお、ガス事業者として日本ガス協会、新規参入者として関西電力がオブザーバ出席。

(1) 見直しの必要性

小売が全面自由化される方針となった場合には、ガス事業の類型は、小売を担うガス小売事業と、導管の維持・運営を担うガス導管事業の2つに整理することとしている。このため、ガス事業者が担う、需要家保安に係る保安義務、具体的には、利用者所有のガス工作物に係る保安義務（技術基準適合維持義務（ガス事業法第28条）等）、消費機器に関する周知・調査義務（ガス事業法第40条の2第1項、第2項及び第3項）、緊急時の対応義務（ガス事業法第40条の2第4項）について、新たな類型の下でのガス小売事業者とガス導管事業者（以下、それぞれ「新ガス小売事業者」、「新ガス導管事業者」と呼ぶ。）のいずれが担うべきか、検討する必要がある。

今回のシステム改革の目的である、競争の活性化を通じた需要家の選択肢拡大のためには、異業種からの参入を含め、よりガスを安価に調達・販売し、新たなサービスを提供する事業者が参入できる環境整備が必要である。一方、需要家保安の在り方の検討に当たっては、需要家の安全確保が最も重要であるが、全面自由化により参入が期待される、ガスを安価に供給し新たなサービスを提供しうる事業者が、必ずしもガスの保安に知見、経験を有するとは限らない点に留意が必要である。また、ガス事業者による長年の努力により構築された保安や災害対応の体制が損なわれず、十分に活かされる制度とする必要がある。

これまでガス事業者が蓄積した知見や経験、地域のネットワークを活かす観点や、空き家等小売事業者と一時的に契約のない場合の保安確保の観点から、新ガス導管事業者が需要家に係るガス工作物及びガス消費機器の保安上の業務を実施すべきとの意見がある。一方、保安水準の向上のためには、顧客接点機会に保安活動を実施することが望ましく、小売事業者も保安に関する何らかの責任や役割を担うことが必要との意見もある。

また、新規参入事業者からは、保安体制の整備が大きな参入障壁となっているとの指摘がある。加えて、義務を課す事業者を、需要家の保安能力等を踏まえて、大口需要家と小口需要家で分けて考えるべきか、検討する必要がある。さらに、いずれの場合も、保安業務に要する費用が確実に回収できる仕組みが必要である。

以上を踏まえ、小売を全面自由化する際、需要家保安を新ガス小売事業者間で競争する対象とすべきか、ある者（例えば新ガス導管事業者）が一元的に行うとともに要するコストはそれを利用する事業者が十分に負担することとし、新ガス小売事業者間で競争する対象とはしないべきか、検討する必要がある。

(2) 論点

需要家保安に係る責任について、競争の活性化を通じた利用者の選択肢拡大や、これまでの保安や災害対応の体制が損なわれず、十分に活かされる制度とするというガスシステム改革の目的の観点からは、どのような制度とすることが望ましいか。

具体的な検討の視点としては、技術基準適合維持義務等、消費機器に関する周知・調査義務、緊急時の対応義務それぞれについて、(ア) より高い安全が担保される制度はどれか、(イ) 社会全体としてより効率的な制度はどれか、(ウ) 新規参入者がより参入しやすく、かつ一部事業者が過度な負担により競争上不利になることがない制度はどれか、(エ) 義務を課す事業者を、大口利用者と小口利用者で分けて考える必要があるか、などの点が挙げられる。

これまでのヒアリングで示された選択肢には、以下の①～③がある。なお、保安業務を委託する場合の保安責任については、電気事業法における一般用電気工作物に係る調査義務を登録調査機関に委託する場合のように、業務の委託に伴い保安責任も委託先に移転する考え方がある一方、液石法における保安業務を保安機関に委託する場合のように、業務の委託を行っても保安責任は委託元に残る考え方もあることに留意する必要がある。また、いずれの場合でも委託元が委託先の作業結果を確認する必要があるため、委託元と委託先の間で一定の事務負担が生じることにも留意する必要がある。

①新ガス導管事業者が一義的に担う

利用者が保有するガス工作物及びガス消費機器に直結するガス導管を維持・運用するガス導管事業者が、一義的に保安責任を担う。費用は託送料金のように、その導管を利用する事業者間で公平に負担する。

②新ガス小売事業者が一義的に担うが要望すれば他の事業者に委託が確実にできる

ガス工作物及びガス消費機器を所有する利用者に小売するガス小売事業者が一義的に保安責任を負う。ただし、保安能力を有すると認められる他の事業者に、断られることなく委託することを可能とする。この場合には、保安を受託する事業者は一部の委託者を不利に扱うことがないよう、一定の中立性を有する制度とする必要がある。

③新ガス小売事業者が一義的に担い委託は受託事業者と合意すれば可能

ガス工作物及びガス消費機器を所有する利用者に小売するガス小売事業者が、一義的に保安責任を負う。受託事業者と合意すれば委託は可能となる。委託料金は、当事者の合意で決められる。

そこで、技術基準適合維持義務等、消費機器に関する周知・調査義務、緊急時の対応義務に関し、大口利用者と小口利用者それぞれ(下図A～E)について、上記①～③のいずれの選択肢が適切か検討することが論点となる。

| 保安義務 | 小口 | 大口 |
|--------------|----|----|
| 技術基準適合維持義務等 | A | B |
| 消費機器の周知・調査義務 | C | — |
| 緊急時の対応義務 | D | E |

(4) 小委員会での主な意見

○委員からの意見

- ・ 既に相当程度投資して保安体制を整えた新規参入者が、全面的に①案（新ガス導管事業者が一義的に担う）を主張するということから、保安が非常に負担になっており大きな参入障壁となっていることを認識すべき。
- ・ 緊急時対応について、既存ガス事業者は長年の経験からノウハウを有するが、その他の新ガス小売事業者が同じ水準を維持できるか不安。また、小売事業者が保安責任を負うこととした場合、マンション等で多くの事業者が入ることになれば、保安責任が曖昧になり、対応が困難になるのではないかと懸念。また、空家等の保安を確実に行えるか不安。
- ・ ガスの保安を口実にした悪質な点検商法等のトラブルも心配。地元密着型の顔が見えるガス事業者が保安を担当してくれることが安心。
- ・ 家庭用消費者に係る需要家保安は、小売事業者間での競争対象とすべきでない。
- ・ 小売事業者に保安責任を負わせた場合、小売事業者が毎年変わることもあり得る。図面等の保安情報の引き継ぎが課題だとすれば、導管事業者が保安責任を負えば、一義的に情報が蓄積されるため、自然な考え方ではないか。
- ・ ①案（新ガス導管事業者が一義的に担う）がよいと考える。例えば、小売自由化後に白地地域でガス事業法を立ち上げる場合などを考えれば、保安を最も安価に提供できる人に一義的に担わせる制度とすべき。また、小売事業者が保安責任を負い導管事業者に業務を委託する方法では、委託条件等について合意できず契約締結が遅延したり参入障壁になる心配が残る。
- ・ 小売事業者が一定割合で保安に責任を持つ制度とすべき。自由化という観点で、ビジネスモデルの多様化を考えれば、自ら行うことも委託もでき、委託先も様々な事業者が参入できる制度が適切。一方、緊急保安については、専門性があり、また二重投資を避ける意味からも、導管事業者が責任を持つべき。

○事業者からの意見

- ・ 需要家保安の責任については、全て①案（新ガス導管事業者が一義的に担う）とすべき。現行では電力の保安体制も活用して対応しているが、余力があるわけではなく、今後の事業拡大や家庭用への参入を考えれば、更なる体制の構築が必要となり、大きな負担となる。

- ・ 自主保安を向上させる観点から保安責任はガス供給者が持つべき。その上で、緊急保安は規模の経済が働き、専門性が高いため、既存ガス事業者が全面的に委託を受ける。予防保安については、緊急保安ほど専門性が高くなく、件数に応じた体制構築が可能なため、既存ガス事業者の判断で受託を判断し、相対で積極的に受託する形とすべき。また、大口については現行制度で問題ないものとする。
- ・ 新ガス導管事業者が全ての保安義務を担う場合、販売部門が担っている部分について、何らかの補完措置が必要ではないか。利用者が消費機器を入れ替えた場合など、現在自主保安で得ているような情報が、導管事業者にきちんと伝わるかという点が課題。
- ・ 複数事業者間での情報の引き継ぎや緊急時対応の連携が課題。ルールを決めて制度化すればよいと考える。
- ・ 保安業務を委託する場合、面識のない事業者と正確に対応できるかという点、また委託先と委託元で判断がずれた場合の対応も課題。

○ 最後に事務局から、本論点は保安責任に係るものであり、産業構造審議会保安分科会ガス安全小委員会でも議論いただく予定であることを紹介。

4. 簡易ガス事業制度のあり方に関する議論（第10回小委員会）

6月5日開催の第10回ガスシステム改革小委員会において、【論点5】簡易ガス事業制度のあり方について議論。日本ガス協会、日本コミュニティーガス協会がオブザーバ出席。

(1) 論点

簡易ガス事業は、簡易な設備でガスを発生させ、導管により一の団地で70戸以上の供給地点（利用者）に供給する事業（ガス事業法第2条第3項）であり、ガス事業法の規制対象となっている。簡易なガス発生設備とは、液化石油ガス（LPガス）を、シリンダーやそれに準じる容器を用いて気化させるものと政令で定められている。簡易ガス事業を営むためには、一般ガス事業と同じく、経済産業大臣の許可を受ける必要がある（ガス事業法第37条の2）。なお、簡易ガス事業の許可は、一般ガス事業と異なり、供給地点、すなわちガスメータ単位で行われる。

一方、同様に簡易なガス発生設備を用いてLPガスを導管で供給する事業でも、一の団地の供給地点数が70戸未満の場合、LPガス販売事業として液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法）の規制対象となる。LPガス販売事業の開始には、二以上の都道府県に販売所を設置する場合には経済産業大臣の、一の都道府県にのみ販売所を設置する場合には当該都道府県知事の登録を受ける必要がある（液石法第3条）。また、販売契約を締結した際には、料金構成やその内容、設備の所有権などを記載した書面を利用者に交付する義務（液石法第14条）などが課せられる。

都市ガスの小売が全面自由化されることとなれば、一般ガス事業者と同じく、供給地点における独占的な小売を認める一方、料金規制を課している簡易ガス事業制度についても、そのあり方を検討する必要がある。小委員会での事業者及び事業者団体からの

意見や審議内容を踏まえると、以下の論点について検討する必要があると考えられる。

①現行一般ガス事業の供給区域内での参入規制の必要性

現行ガス事業法では、一般ガス事業者の供給区域内において簡易ガス事業を開始する場合には、その簡易ガスの事業開始により地域全体のガス利用者の利益を阻害せず、かつガス工作物が著しく過剰とならない場合に限って許可される。都市ガスの小売が全面自由化されれば、独占的に小売を行う供給区域はなくなるが、その場合、本参入規制は撤廃してよいか検討する必要がある。

②供給地点に係る簡易ガス事業間での独占及び料金規制の必要性

現行ガス事業法では、簡易ガス事業は、各供給地点について簡易ガス事業間での独占が認められる一方、料金その他供給条件を約款として定め、経済産業大臣の認可を受けることとしている。都市ガスの小売が全面自由化され、供給区域での小売の独占が撤廃された場合、簡易ガス事業についても供給地点での小売の独占を撤廃すべきか、検討する必要がある。また、供給地点での独占を撤廃する場合、小売料金に対する規制も撤廃してよいか検討する必要がある。

③簡易ガス事業に係る保安制度のあり方

①及び②の規制をなくす場合、制度面での簡易ガス事業とLPガス販売事業の実質的な違いとしては、保安規制がガス事業法と液石法のいずれに基づくものかという点となる。保安水準の維持を前提として、簡易ガス事業に係る保安規制はどのように整理すべきか検討する必要がある。

(2) 簡易ガス事業制度の保安に係る小委員会での主な意見

○委員からの意見

- ・ 簡易ガス事業を廃止して、全て液石法の範囲内で事業を行っていくなれば、保安も同法の範疇で行うべき。一方、自由化の中でのビジネスの多様化の観点からは、ガス体全体として都市ガス、LPガス両方での規制基準を定め、認可を受けた事業者が都市ガス、LPガス両方の保安が出来る制度としていくべき。

○ガス事業者からの意見

- ・ 簡易ガス事業制度の有無にかかわらず、導管の維持改修は必要なため、保安確保の観点から現在ある公益特権の維持をお願いしたい。
- 委員長から、安全性の確保を大前提としたうえで、簡易ガス事業を液石法でまとめて規制することに大きな異論はなかったものと総括。
- 最後に事務局から、本論点は保安制度に係るものであり、産業構造審議会保安分科会ガス安全小委員会でも議論いただく予定であることを紹介。